

議案第 6 2 号	三田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
図 書 館	図書館の管理方法として新たに指定管理者制度を導入しようとするに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>1 改正の要旨</p> <p>(1) 指定管理制度の導入に対応した条文を第9条(指定管理者による管理)に追加。</p> <p>(2) 現行では規則で規定している利用者の損害賠償義務を、他施設の設置管理条例との整合性の観点から条例での規定とするため、第8条(損害賠償義務)を追加。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第7条 (1) 施設等の維持管理・運営を指定管理者にゆだねることを想定する。</p> <p>(2) 来館によらないサービス提供の制限も想定し、表現を人に対する入館の制限から状況・行為に対する制限に修正する。</p> <p>第8条 施設や資料等の棄損に対する利用者の損害賠償義務を明示する。</p> <p>第9条 直営にも対応できる指定管理者制度の導入規定。ただし図書館の備品とする資料についての選定権(選書権)は市に留保する。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布後2年以内で、規則で定める期日</p> <p>【予算措置】</p> <p>平成26年度予算案に所要となる予算措置ならびに債務負担行為を盛り込む予定</p>	